

## 大正区区政会議の運営状況

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第 11 条第 2 項の規定及び同項に基づく市規則第 5 条第 1 項各号の規定に基づき、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という。）における大正区区政会議の運営状況を次のとおり公表します。

### 第 1 号関係

対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間  
別紙 1 のとおり

### 第 2 号、第 3 号関係

区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項  
別紙 2 のとおり

### 第 4 号関係

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容  
別紙 3 のとおり

### 第 5 号関係

条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由  
該当なし。

### 第 6 号関係

条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項  
該当なし。